

時報

駅 通 情 報

第63号

公狀（物）の繩送りが

有料化に移行する過渡期の実態（二）

—新鮮便制度施行後も駅通に依存—

前号においては、これまで無料継立てであった公狀（御用狀）が、明治四年正月からは料金（定賃錢）を徴収することになった。しかしそのことによって、別の障害が出てきた。

本号においては、そのことによって、徵収方法が複雑化したうえ、新鮮便制度の施行とも融合し、その取扱いをむづかしいものとした実態を書いた。

しかも、公狀の取扱いは新鮮便制度へ移行したが、広大な北海道の特殊事情もあって、すんなりと移行できない状況にあり、その後も既存の駅通制度に依存する実態が各地に見られた。

○ 公狀継立貰、矢離ぎ早やに改正

公狀継立にも料金がかかることになったことはさきに記述したが、しかし、明治四年正月、「從来公狀通送ハ無賃ナルヲ當正月ヨリ御用賃錢ヲ給ス」とあるのみで詳しい内容の

付御用狀之分人足式人至急ヒ而ニ有之御用狀ハ皆人手之賃錢記述はない。この布告に拘泥して、その翌月、「昼夜不限刻

ヒ下候方可然哉、通函御用狀相成候上ハ各處ニそ相成候様也

右の通達は、札幌より大野邊の村々駅役人中へ達しられたものである。

左末正月

但本文人足受取之証書六月十二月ニ駅役人持出候通ニ而ハ遠路隔離之義モ可有ニ二付空函之御用狀ニシテ駅・確送ヲ以差出候様可致候也

（札幌仕復）

右の通達は、札幌より大野邊の村々駅役人中へ達しられたものである。

（札幌・函館間往復の公狀継立賃錢は、本來、

一本一月（署内往復）と、署内詰から本府へ聞合があつた。要するに、割付（特急ともても訛すべきか）は人足二人、至急は人足一人半分の繩立貰を支給してよい、という申し入れであるが、これは承認された。その後、明治六（一八七三）年十月に至つて、開拓使からも管下に対し、その旨、布告された。

さて、右改正の七か月後の翌七（一八七四）年六月十五日、「北海道駅通人馬賃錢一里水二十七文六分を改テ水二十五文六分ト為シ馬匹ハ四ト仍ル」

と、さるに同十二月、「北海道人足賃錢先キニ駆往還ニ率シ一里本二十五文六分ト為スモ速路隔離ナルヲ以テ東海道一里本三十四文七分ニ率セシムヲ御ア旨之ヲ允ス（五年三月告示）と、値下げした途端、今度は大幅に値上げし、当然また公狀継送りもこの新料金を適用したのである。

実は、この公狀継立貰の支払方法は、先出時、到着地までの必要賃錢を計算して必要額を添えて駅場掛に差出すものであるが、この公狀継立貰は、計算間違いによる過不足が多く、開拓使内部でも隔々検討していたが、次のとおり簡略化される」とになった。

「当表裏兩面其外江住復御用狀等繩立貰立貢其時、御用狀ニ相添私送候ニ而ハ駅・ニ於而却向手數頃敷設モ可有之ニ付即今御用狀差立貢節ハ郡・之駅役人ニ別紙體形之通人足受取之証書相添差通シ繩立貰失念受取之年ニ六月十九日ニ右受取之証書ヲ一付之經付候ニ付空通私高之人足賃錢合後算之上札幌度萬掛五中出候ハ・右經付之請取証書引替ニシテ貢錢可下渡候ニ付其旨相心得無運帶繩立可致候也

（札幌仕復）

公狀送出しの標準賃料を認めて、最初の駅場役人に差し出すものであるが、それでは取扱いが煩わしいので、今後は、差し出せる公狀に繩伸帳（つぎのべちょう）を添えて納立すること。この繩伸帳によつて、六月と十二月の年二回納立賞を開拓使において支払うこととする。この賃料は本来、札幌本府へ出頭してきて貢金を受取るものであるが、遠距離の向きは、この繩伸帳を封状に入れて開拓使へ納送ると、これによって賃料を支払つてもよい」というのである。

○ 駅便業務の創業とともに消える公狀通送

以上記述したとおり、公狀の運送りは有料となり、開拓使の運送もやや潤つてきて、安定したかに見られたが、明治五（一八七二）年七月に至つて別の問題が生じた。それは、北海道へも新規便制度が施行されたことによる。最初は、函館郵便役所の開設であるが、次に、三ヶ月遅れの十月には、左記のとおり札幌以南と日本海側の二十二ヶ所に郵便取扱所が開設され、業務を開始するに至つた。当然、公狀についても郵便取扱所の業務範囲であり、また左記郵便取扱所を結ぶ郵便路に沿つて運送されるものであつた。しかし、公狀に限つては開拓使と、その出先駅場相互については、駅通の権限が許されることになつた。

○ 道内郵便役所及び郵便取扱所の開設状況

- (1) (2)(1) 西部地方 明治五年十月一日開設 十一ヶ所
- 函館・福山経由 久遠間
- 東部地方 明治五年十月一日開設 十一ヶ所
- 函館・森（渡島）室蘭経由 小樽間
- 具体的所名は、後述の「札幌周辺における交通網の整備方針とその実態（二）」に記載した。

（以下次号）

一 はじめに

最近、札幌市在住のM氏から、北海道の駅通制度の概況特に札幌周辺を中心にして詳説してほしいとの依頼があつた。

私はそのとき、札幌が歴史上に現われるのは開拓使の本府が札幌に置かれた明治年代に入つてからで、それ以前に札幌の名が出てくるのは、幕末において、石狩十三ヶ所の一つとして「上サッポロ・下サッポロ・ハッショウム」等が、陸地場所の一つとして名が出てくる程度である。要するに明治以前は、石狩・小樽・厚田等、沿岸部が中心で、駅通史に限らず、地域の存在が和人の間に知られるのは極めて稀であると返事しておいた。

しかし考えてみると、開拓使の行政下に入つてからは、交通環境等に特殊事情が生じて、駅通の活躍分野がけつこうあつたことに気付き、講演を引き受けることにした。

ところがその後、私に事情が生じ、講演を辞退することとなり、折角講演要旨を取りまとめた原稿が無駄になるので、本誌に登載して志のある方の参考にしようと想い付き、以下、補足して記述したものである。

二 開拓使、本府を札幌に置く

廢止（一八六七）年十月、十五代將軍徳川慶喜が大政を奉還したことにより、明治の御代となつた。この年十二月六日には、王政復古の大令が発しられ新政権が誕生した。その結果、次に挙げるよう北北海道に関する法令が発せられた。直轄北海道に關係のある事項のみを擧げると、

一、翌年三月二十五日には、地方行政機関として、北海道に、精勤裁判所（行政府）が設置され、四月に入ると精勤裁判所を改めて、精勤府とし、知事が置かれた。

札幌周辺における開拓使の交通網の整備方針とその実態（二）

駅 運 情 報

(二)明治二(一八六九)年五月、中央においては、あらためて蝦夷地開拓について協議し、佐賀藩主・鍋島直正を蝦夷地探査官に任命し、新しい方針のもとに、開拓の準備を怠りだのであった。

(三)また、この年八月十五日には、次の布告が発出された。

「明治二年開拓使布達・書全
此度蝦夷地一円北海道ト第十一州三分チ開拓使被相連続
而御政令御施行相成度候各相連候事」

九月二十六日　開拓使　九月八十六番

煙火をあらためて北海道と称し、地域を十一を國八十六番とし、本府を札幌に置いたのであった。

三 札幌本府の建設と札幌駅逕所の開設

札幌に本府を置くことに決して、当時の開拓官員勇氣以下との新しい開拓使役人らは、開拓三神を奉じて札幌に赴いた。

島の開拓官としての大きな任務の一つは、本府の建設であった。

当時、蝦夷地に対する日本の朝野の考え方としては、政治力が弱く、かつ、中央より遠い蝦夷地は、「ロシヤが既に權太を侵食してさらに南下し、日本の国内動亂に乗じて、蝦夷地を襲うのを恐れたこと」と、幕府崩壊により職を失った武士達と、全国的にも、狭い国土に絶対状態にある農民の二、三男の吸収策としての蝦夷地開発に目を向けたのであった。

以上、業務推進上の要點を札幌へ移し運行を開始したのであった。

まず現地において本府建設の役割りを担うべき札幌駅逕所が設けられたのは明治四(一八七一)年三月であった。

右「名稱を駅逕所と記載したが、開設時は本府と称していくものであり、正式に駅逕(又は駅場)と称するに至ったのは明治五年七月のことであった。

しかも、駅逕と称するまでは、明治五年正月、駅場屋並と、さるに同五年五月、「旅館屋」と名稱を変え、その二ヶ月後には駅逕と称するといった別兩面に変遷を重ねたのであった。

しかし、その任務は極らず、官員の宿泊、貨物の運送が主

四 札幌を中心とする道路の開削

1 札幌・小樽間の道路整備

開拓使が札幌へ本府を置くに当たって最初に着手したのは、當時、北海道の玄関口である函館と、貨物等の陸揚地として重用していた小樽であり、そこから開拓使の本拠である札幌への連絡道路の整備であった。

開拓使の賣かれた明治二(一八六九)年七月から開拓使

九月には、島刊官が北海道に派遣されたが、島は早速、当時

開拓使の仮役所がおかれた日本海沿岸の銭函に着任した。

まず最初に手を付けたのは、札幌本府の建設であった。

当時の銭函仮役所の管轄は、実質的には日本海沿岸の、そ

れも一部の地域にしか過ぎなかつた。

具体的にいうと、南は「丹後・歌葉」、北は「札幌・石狩・

浜蓋」までの十三ヶ郡に過ぎなかつた。

この地方は、北海道でも主要な漁業の盛んな地方であつて、

旧和人地に匹敵する稅收のある地方であつた。

直ちに、開拓使の收入増に繋がるし、将来性があると見えたのである。

しかも、函門である小樽港に近く、また、駅逕所の一角に当

たり、かつ、駅場屋開削を日新す玄関口と見られたのである。

「小樽・札幌間」の一部区間は、安政年間に一広道路が開

削されたが、その後、改修しておらず荒れるに任せた状態に

あつたのである。

仮役所では、島刊官が赴任した直後の明治二年十二月、本

十町(約三キロ)が、うつそうたる大森林で漁夫がたまに通

る程度の狹い小径であつたので、測量も十分にできず困つ

ていた。それで、樺園に至つて銭函と銭函の双方から樵火(のろし)を擧げ、その火勢を範囲に測量したという記録が残っ

ている。

また、途中は大澤地帯で、止むを得ず工事を中断したとい

われている。

駅 連 情 報

2 地域開拓使の本拠を札幌に移す

「一、函館使の本拠を函館から札幌へ移したのは明治四（一八七一）年五月であるが、これには、多くの官員や、本府建設の資材等は、まず小樽へ陸揚げして、駅通が整備した人足、馬匹によつて搬送したのである。この区间は、前述のとおり、道路開削は中断したままであったので、四年九月至つて再開したもの、「一店整備が完了したのは、その後、二年ほどを要したのであつた。」

そのような状態から、函館・札幌間は、ようやく馬車の通行が可能になつた。

明治六年（一八七三）年七月、開拓使発表の開通の区间距離は、次のとおりであつた。

一一、函館・小樽駅間 二里二十二町

一一、函館・札幌間 三里十二町

一一、稚路・石狩河原場間 七里十町

一一、円山・鶴岡間の道路改修を行い、九年に完成した。以上は、民間の業者による請負い契約であつたが、これによつて札幌・小樽間は、駅通の人馬ばかりでなく一般民間の人馬も円滑に通行可能になつた。また、札幌を中心とする石狩原野の開発に必要な資材や、移民の日用品の人荷も自由になり、生活にこと欠かない状況になつたのである。

3 「札幌本道」の開削と郵便制度の導入

「札幌本道」とは、現在の「国道36号」を主体とする。当時の公式名稱である。いわゆる「新庄蘭・札幌」間に、明治六年六月完成した北海道の「国道」号線」とでもいう幹線道路である。江戸時代から、蘭人地と東蝦夷地との経路を陸路で結ぶものとしては、山越内閣所を通し、まず最初の廻所は札文郡山越である。この峠を越えての延長線上に「鶴田」さらに室蘭へと続き、「日高路を経て奥地へ向う」といった経路を辿るが、当時のコースである。

しかし、この経路は、廻所焼きのため、奥地へ向かう旅人は、函館から途中・森（砂原）に出て、海路至簡に出るコースをとるのが江戸時代以来の旅人の通る方法であった。

開拓使時代に入つて、札幌本府の建設が始まるとともに、全道的にも、この経路が奥地開拓の幹線としての役割りを担うに至つた。

開拓使は、まず本道の玄関口、「函館から森に出て、海路対岸の新庄蘭に至る」ことを目指し、森と新庄蘭の開港を整備し、以後、陸路札幌への連絡道路を計画した。この経路の開削は、「開拓使」といっては政策の範囲であつて、何をさて置いても整備を怠ぐ必要があつた。

その理由は、北海道は中央政府から余りにも遠く、中央の情報入手に日時を要すること、また、正確な情報を得るにも、少なくとも、北海道内の幹線の整備が必要であることを痛感し、一刻も早く函館・札幌間の交通路を開削して、馬車便を運行したいとの願望であつた。

また、もう一つの課題は、そのころ、日本にも断式の郵便制度が導入され、一日も早く北海道一円にも施行されるのが待される情勢にあつた。それは、創業者前島密が、制度施行に当たつて、「全國津々々を顧み無く制度を施行する」といった方針を宣言したことにより、これを裏付ける全国に一刻も早い普及が望まれる情勢にあつたのである。

北海道としては、差し当たつて函館と札幌間に、車馬の通行可能な道路が必要であった。当面の方針として、郵便制度施行の明治五年十月までに札幌本道を完成するという構想であった。

この馬車便は、乗客を運送するとともに、沿道設置の郵便取扱所を結ぶといふものであつた。

この郵便取扱所（のちの郵便局）は、函館郵便役所（明治五年七月設置）を起点として、

一一、東港（太平洋岸回り）では、明治五年十月を期して、「大

野・森・山越内」と森から分かれて新庄蘭まで航送し、さらには「蘭別・白老・湧水（のちに苦小牧に移す）・千歳・札幌・函館・小樽」の十一ヶ所

注、馬車便は札幌までとする。

二 西部は、有川・久遠間十一か所（所名省略）。

客の運送を兼ねて馬車便を運行するというものであった。

さて、右の方針に基づき、まず、函館・森間に馬車会社が創られ、予定の一ヶ月遅れの明治五年十一月、それも途中の岬下まで開通し、続いて森までが完成した。

さらに、森から渡海して新宿間から札幌本道を東進し、これも計画を大幅に遅れて、前述のとおり、翌六年八月、ようやく待望の札幌までの全線が開通するに至った。

しかしそれまでも、運行開始に向つての準備は遅ながらも続いていて、中間地点の苦小牧には五年十二月には陸運改良係が置かれるほか、函館・美々・白老・輕別の四か所には、駿轎所が開設されるなど、運行開始を前にして試運転が開始される運びとなつた。

なお、馬車便の正式運行開始までの輸送物の運送は地元駅場所の脚夫による輸送りであった。

明治六年七月には、待望の新道が完成し、「札幌本道」と命名され、同七月八日には、「今般新宿間ヨリ札幌迄新道落成……」と達しられ、八月一日を期して施行されたのである。

以上によつて、これまで函館・森間であつた馬車便は札幌まで延長され、乗客の運送に当たるとともに、沿道各駅便取扱所間の輸送物搭載に当たつたのである。

右、函館を起点として、森から渡海、新宿間経由札幌間の馬車便が運行されたのであるが、その後、いつの時期かに廢止された様子であるが、明治十二年には、函館・森間が再開され、さらには明治十八年一月には、札幌・新宿間に「馬車送二等速度（北海道運輸事業沿革史）」とする記録があり、輸送便運送に関する、たびたび廃止を重ねながらも運行されているが、その廢止についての記録は残されていない。

（以下次号）

明治政府へ引き継がれた宿駅の沿革

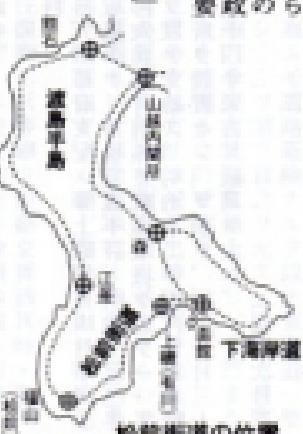
一 松前街道二十一か宿

本誌「第六十三号」まで、下海岸道の各宿について記載してきたが、一路終つたので、本号からは、表記のとおり改題して、「函館・松前」間を結ぶ「松前街道二十一か宿」について、宿の発祥・経歴・歴代管理人・運営状況等を取上げることにした。

この街道は、津軽海峡に沿つて西に至り、松前（江戸時代には福山といふ）から西海岸道に統くもの

で、藩創始依頼・政治・経済・交通上の要路であつた。

下記に、「松前街道」の位置を示す。



松前街道の位置

一 上郷宿：かみいそ

○以下、開拓使奉公案報告による。

1 位置 上郷郡上郷村
2 駅への距離 函館へ 三里四町二十四間
茂辺地へ 一里二十五町

3 人馬建立・貢目荷役

人足	馬	七錢
陥路	平路	五錢
六錢	馬	八錢
此駅開拓駅二箇所		

4 駅取扱 一人

5 沿革

安政元年（一八五四年）十二月、有川駅ヲ置キ、名主村役人

駅場ア設置ア。諸費用ア民費。

明治十二(一八七九)年十月、人馬綫立所ア置ク。同十四(一八八一)年七月、戸切地ア併セ上駅敷三改ム。

【解説】

この地域は古来、和人が集中的に居住する地方である。前文にも触れたように、「松前一江越一篠石」の地域とともに松前藩にとて最重要街道であり、南駅創設計画の第一に挙げられるはずの地域である。

従つて、駅創設とともに設けられて然るべきであるのに、右、沿革に安政元年十二月とあるのは疑念がある。

別項でも触れたものであるが、元禄四(一六九一)年三月、松前藩主から町奉行へ達しられた法度(法度)の中にも「私領分……百姓伝馬留次は譲れぬよう[……]との連しがあり、それ以前から南駅が存在していたことは明らかである。それからみて、松前氏の政権が確立した直後の十七世紀中ころから、既に宿駅の形成が図られ、整備されてきたことは十分推測される。

○他の資料に見られる記録
1 位置 上駅郡有川村、面館ヨリ福山二至ル西湖岸通り

2 沿革
本駅ハ元有川駅ト云フ。安政元年(實年十二年)中、旧幕府ノ施設置。其後沿革アリ。明治二(一八六九)年己巳七月

中、本使管轄以降マテ村役名主等ニテ駅務ア収取ハシム。諸費用ハ總テ民費トス。明治十二年十月人馬綫立所ア置キ。

同十四年七月八日、戸切地駅ト合シテ初タテ上駅駅トナル。

3 駅駅ニ建スル距離
上駅駅迄地駅ヘ二里十五丁、道路平坦ナリ。魚田郡向南駅ヘ三里四丁二十四間、是又平坦トス。

○「解説」

1 本街道名を事業報告では、「西湖岸」としているが、私

は「松前街道」を採用している。語々の呼方があるが、具体的で、分かりやすいのは「松前街道」であり、今後の名称は「松前街道」としたい。

2 南駅開設は、両者とも「安政元年」をとつてゐるが、事業報告の「解説」にも記述したように、元禄年代以前に既に設置されていたことは明らかである。文化四(一八〇七)年、この地を通過した幕吏、田草川伝次郎も「西郷夷地日誌」の中で、南駅を利用した旨の状況を述べている。

3 明治十二年十月、人馬綫立所に移行した旨の記載があるが、これは、当時の開拓使御内支所管内の駅制改革によつて、旧來の南駅を廢止して民費の人馬綫立所を設けたことを探しているのである。

二 駅運営人と給料

安政元年(實年十二月)、旧幕府支配ノ面上駅郡有川村平民小林六兵衛名主兼駅場取扱トナリ其後変遷不詳。明治二(己巳)年七月本使管轄以降小杉六兵衛村田保兼駅場取扱(為シ)。年給料金二十五円民費ヲ以テ支給ス。明治十二年四月当村萩野榮吉ナルモノ人馬綫立所ア設置ゼン「ヲ讀ア」同年十月三十日之ヲ許可ス。明治十四年榮吉其經業ア止ム。(以下次号)

発行年月日 平成二十年八月十日

発行者 札幌市南区川沿四番五丁目二一
史学研究会 宇津 宇川 路 駒

TEL 〇一一五七一三六〇〇番
ホーメー

<http://rashi.hpt.infoseek.co.jp/>